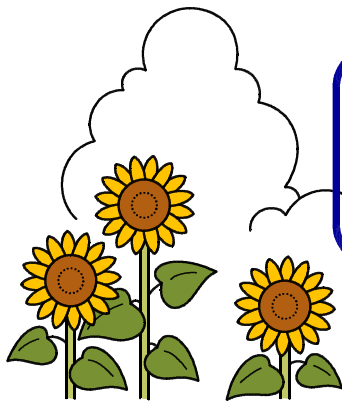


3年通信



第8号

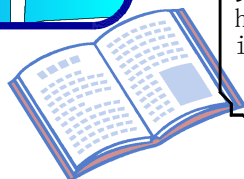
2012年7月31日

尾張旭市立東中学校

この通信は、3年生のみなさんと保護者の方々に向けて、編集・発行しています。

<http://www.owariasahi.jp/higashi-j>

編集：深谷男子



1回目の学校口。
夏休み、新聞記事から探る「いじめ」



これが「遊び」か 中3が小6を蹴り続ける「対戦ゲーム」という見出しで産経新聞（7月28日（土））に載っていました。内容は、

大津市で市立中学2年の男子生徒11当時（13）の自殺をめぐる問題をきっかけに、改めて「いじめ」がクローズアップされる中、まさに衝撃的な映像が“全国配信”された。兵庫県の南西端にある赤穂（あこう）市で、中学3年生が小学6年生に暴行を加える動画がインターネットに投稿されるという事件が発覚した。少年らは「ゲームをまねた遊び」と主張するが、赤穂市教委は「明らかないじめ」と判断。警察も暴行容疑などでの立件を視野に入れており、ゲームのように「リセットして終了」とはいかない事態となっている。



大津市の問題は、我々学校関係職員や生徒・保護者に大きな影響を与えています。身近なそして重大な問題です。学校という社会の中で多くの生徒・職員で一日、8時間以上も一緒に生活するのですからトラブルが起きるのはあたりまえです。そのトラブルとどう向き合い解決していくかが重要です。

東中3年生にも今までに生徒間のトラブルで指導してきました。例えば、
・男子で流行った「肩パイン」遊び
・インターネット上の掲示板への悪口の書き込み
・友達同士の物の売買
・「死ね」「うざい」「きもい」などの暴言
相手がいやだ、辛いと思えば、その行為や言葉は「いじめ」になります。いくらやった側が「その気は無かった」遊びで」と言っても通用しません。また、周りで「私には関係ない」と傍観している人が、実は「いじめ」を助長しているとも考えられます。

「いじめ」は犯罪です！
「いじめ」に見られる行為の多くは、刑法などに記載された犯罪行為です。

殴る・蹴るなどの暴力

↓ 暴行罪（ぼうこうざい）
・2年以下の懲役

暴力行為によって怪我をさせる

↓ 傷害罪（しょうがいざい）
・15年以下の懲役

↓ 殺人未遂罪（さつじんみすいざい）
・5年以上の懲役など

所持品を壊す、教科書やノートに悪口を書きまくる

↓ 器物損壊罪（きぶつそんかいざい）
・3年以下の懲役

所持品を隠す

↓ 窃盗罪（せつとうざい）
・10年以下の懲役

悪口を言う、悪口を黒板や

インターネットの掲示板に書く

↓ 名誉毀損罪（めいよきそんざい）
・3年以下の懲役

↓ 侮辱罪（ぶじよくざい）
・拘留または科料

相手が嫌がることを脅しや暴力などの手段を使って無理強いする（「パシリ」など）

↓ 強要罪（きやうようざい）
・3年以下の懲役

↓ 脅迫罪（きやうはくざい）
・2年以下の懲役

暴力や脅しを使って、お金を出させる

↓ 恐喝罪（きやうかつざい）
・10年以下の懲役

我が子にも、我が生徒にも犯罪者になってほしくありません。是非、この夏休み家族で話をしてみてください。我々職員の気づかないことがあります。学校・家庭と協力して頑張っていきたいと思っています。

夏休み

安全に



